

第 54 期（令和 6 年度）熊本地方最低賃金審議会

熊本県特定（産業別）最低賃金

第 3 回 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
専門部会議事要旨

1 日 時 令和 6 年 10 月 10 日（木） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、本田委員、森口委員

（労働者代表委員） 小材委員、西川委員、峯委員

（使用者代表委員） 原山委員、山下委員、笠委員

【事務局】吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（ 1 ）金額提示（金額審議を含む）

（ 2 ）その他

5 議事要旨

（ 1 ） 金額審議（金額審議を含む）

使用者側より第 3 回目の金額提示が行われた。

【使用者代表委員の金額の根拠】

今年の熊本県最低賃金の引上げ額と同じ額。

【提示した金額の乖離額】

3 円

公使公労協議が行なわれた後、公労使協議が行われ、その後第 4 回目の金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

考え方は今までと変わらないが、歩み寄りというところでプラス 56 円。

【使用者代表委員の金額の根拠】

今年の熊本県最低賃金の引上げ率と同じ率を適用して、切捨てになるが 56 円。

（ 2 ） その他

全会一致で結審したことから、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、部長から労働局長に対する答申文が作成された。